

ること。(屋外での朝市も有効)

小グループの会合, 小会議室, ミーティングルーム (地域住民の自治会館コミュニティホーム) として使用を認めること。

音楽, レコード鑑賞会, 囲碁, 将棋の会場または, 教室としても使用できること。

②施設の改造の内容, 程度について

あらゆる所の化粧直しが必要であるが, すぐ使用できるようにするために, 最低限の改造にランクづけをした。

A (ただちに改造が必要な箇所)

B (余裕があれば, 次の段階で改装するところ)

C (後ほど改修したいところ)

Aランク

- ・庭の除草, 植木を切り取り駐車場の整備が必要 (ボランティアで)
- ・駐車場は, 前庭と後庭および, 住吉神社の境内 (会社の了解がいる) 近所の空き地が利用できそう (管理者の了解が必要) だが, 確保は出来そうである。
- ・洋間の床の張替え補修 (材料費のみ 約 10 万円 手間はボランティアで)
- ・壁面の清掃 (ボランティアで)
- ・畳の表替え (専門家の力が要る 32 畳分 約 16 万円)
- ・給湯設備の設置 (機器のみで 約 5 万円)
- ・外観の補修・清掃 (ボランティアで)

Bランク

- ・トイレの改造 (現状を清掃して使い, 将来手洗いは改修, 現在の風呂を大改造すれば, 洋式トイレが出来る。洗面所は使えそう 約 60 万円)
- ・台所の拡充整備 (段差の解消工事, 流し台の交換) IH ヒータ
- ・照明器具の整備
- ・冷暖房器の検討
- ・什器・備品の整備 (現物寄付に頼る)
- ・洋間と奥の和室を一部屋ずつ残し, 将来東の和室三部屋と中央の押入れなどは仕切りを取払い板張りの広いホールにする (課題として残す)

Cランク

- ・バリアフリー化工事
- ・鴨居の嵩上げ
- ・飲物の自販機の設置

③運営や維持管理について

保存会が本施設の「指定管理者」として応募する。

④供用開始の時期

保存会による改修費や維持管理費に目途がついた時点で, 市は保存会から報告を受けること。そして, その事業計画書をもとに借用の是非, または供用開始の時期を決定判断する。

③その他

借用決定までの間, 保存会で風通しと除草作業をすることが適当である。